

2017年7月6日

人事院 総裁
一宮 なほみ 殿

日本医療労働組合連合会
中央執行委員長 中野 千香子

日本医療労働組合連合会全国組合協議会
議長 佐藤 晃一

医療労働者の賃金・労働条件改善を求める要請書

貴院のご活躍に敬意を表します。

日本医療労働組合連合会は、安全・安心の医療・介護を提供するために、医療現場で働く労働者の賃金・労働条件の大幅改善が必要と考え、賃金改善にむけての取り組みをすすめています。昨年的人事院勧告では、若年層を中心にした賃金の改定が行われ、公務員賃金に対してより改善が求められるという見地から看護職の改善も行われました。しかし、医療・介護・福祉労働者の賃金は、専門職にも関わらず、その社会的な役割に見合わない低賃金に据え置かれています。また、慢性的な要員不足のもとでの交替制勤務を強いられるなど、過酷な労働実態に置かれており離職が後を絶ちません。国民医療を支える医療スタッフを確保するためには、賃金の引き上げや夜勤改善など、勤務環境の改善が不可欠です。

政府は、働き方改革と称して日本の労働者の深刻な長時間過密労働をいままで悪化させることを狙い、過労死を生み出すほどの医療・介護・福祉職場の過酷な実態に目を背けています。また、さらなる消費税増税と社会保障改悪を推し進めようとしています。

地域医療・国民医療を守り、誰でも何時でも安心して医療を受けることができる医療を確保し、医療労働者が安心して働き続けられる医療現場を実現するために、以下の切実な要求に対し、貴院の誠意ある回答と対応を強く求めます。

記

1. 公務職場・医療現場で働くすべての労働者の賃金・労働条件の改善をはかること。

なかでも、長年にわたり据え置かれている夜勤手当を引き上げること。また、2016年4月よりハンセン病施設で当直勤務から夜勤に変更される介護員は夜勤手当支給の対象とすること。

2. 賃金の地域間格差を解消するとともに、高齢層の賃金減額・抑制措置をやめること。

3. 技能・労務職員の賃金抑制を行わず、医療現場の特殊性・専門性を踏まえて賃金改善をはかること。

4. 一時金の支給月数を引き上げ、改善部分をすべて期末手当にあてること。また、役職傾斜支給、管理職加算は廃止し、全職員の一時金改善にあてること。

5. チーム医療を破壊する現行の人事評価制度を見直すこと。

6. 看護師の夜勤制限について、半世紀前の人事院夜勤判定がいまだに遵守されていない現状にかんがみ、夜勤は、月6日以内（当面8日以内）の義務化を図ること。

7. 労働時間は、1日8時間以内とし、勤務間隔を12時間以上あけること。夜勤交替制労働については、週労働時間32時間以内に短縮すること。

8. 休暇制度を以下のとおり改善すること。年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇を拡充すること。不妊治療のための通院休暇を制度化すること。また、不妊治療費の助成を行うこと。

9. 育児時間、育児短時間勤務の適用対象年齢を中学校入学の前の子まで引き上げること。

10. 長時間労働やサービス残業を根絶するなど、すべての公務職場・医療職場に働くルールを確立すること。

11. 心の病の発生を予防するため、「心の健康づくり」に向けた対策を充実・強化すること。

12. 非常勤職員・期間業務職員の更新にあたっては、勤務年数を理由とした雇い止めを行わないこと。

13. 非常勤職員の時給を最低1,500円以上とし、経験年数を勘案した賃金制度とすること。

14. 非正規雇用労働者について、同一労働同一賃金での改善、均等待遇を実現すること。とりわけ特別休暇の改善は優先して改善し、インフルエンザや感染症などによる出勤停止などに対し改善をはかること。

15. 退職手当の減額を中止すること。調整額は廃止した上で、老後も安心できる暮らしが保証される退職手当に改善させること。

16. 雇用と年金の確実な接続をはかるため、定年延長を早期に実現すること。当面、フルタイム再任用の定員は別枠とするとともに、希望者全員の再任用を保障すること。また、再任用職員の賃金・諸手当は、年金支給開始までの生活を維持するにふさわしく改善すること。

以 上